

令和7年1月22日

## 筑波大学新入生歓迎活動に関する申合せ

### 新旧対照表

改正案	現行	備考
2023年12月8日 <u>2025年1月22日改正</u>  筑波大学新入生 <u>歓迎活動</u> に関する申合せ  <u>(新入生歓迎期間)</u> 第一条 新入生歓迎期間（以下、「新歓期間」という。）は、 <u>新入生への学内における学生の活動紹介</u> 、新入生の勧誘を目的とした活動の円滑化及びこれらを通じた新入生の学生生活の充実化並びに新入生の安全の確保を目的として、これを設置する。	2023年12月8日  筑波大学新入生 <u>歓迎期間</u> に関する申合せ  <u>(目的)</u> 第一条 新入生歓迎期間（以下、「新歓期間」という。）は、 <u>新入生への学内における学生の活動紹介</u> 、新入生の勧誘を目的とした活動の円滑化及びこれらを通じた新入生の学生生活の充実化並びに新入生の安全の確保を目的として、これを設置する。	(追加)  (変更)  (変更)
(活動)  第二条 新歓期間では、 <u>新入生歓迎期間運営計画</u> に基づく事業を実施する。	(活動)  第二条 新歓期間では、 <u>新入生歓迎期間実行計画書</u> に基づく事業を実施する。	(変更)
(略)	(略)	
(新歓活動)  第五条 この申合せにおいて、新入生歓迎活動（以下、「新歓活動」という。）とは、 <u>自身の所属する団体又はその活動を新入生に紹介し、新たな構成員の勧誘を目的とした集会、掲示、広報などの他の勧誘活動をいう。</u>	(新入生歓迎活動)  第五条 <u>自身の所属する団体又はその活動を新入生に紹介し、新たな構成員の勧誘を目的とした集会、掲示、広報などの活動全般を新歓活動という。</u>	(変更)

<p>(新入生歓迎活動の定めを適用される団体)</p> <p><u>第六条 この申合せにおける新歓活動についての定めは、学生団体、学生組織その他の学内で活動する大学から認定を受けた団体（以下、「学生団体等」という。）が行う活動にのみ適用する。</u></p>	<p>(新歓期間の対象団体)</p> <p><u>第六条 筑波大学学生の活動に関する法人規程第2条に定める学生団体、学長決定等に定める学生組織その他の学内で活動する大学から認定を受けた団体（以下、「学生団体等」という。）は、新歓活動にあたり新入生歓迎期間実行計画書の定めに従わなければならない。</u></p>	<p>(変更) (変更)</p>
<p>(新入生歓迎委員会)</p> <p><u>第七条 新入生歓迎委員会（以下、「新歓委」という。）を設置する。</u></p>	<p>(新入生歓迎委員会)</p> <p><u>第七条 三系は各5名以上、全代会は3名以上を新入生歓迎委員（以下、「新歓委員」という。）として選出し、新入生歓迎委員会（以下、「新歓委」）を組織する。</u></p>	<p>(変更)</p>
<p>2 <u>新歓委は、新入生歓迎委員（以下、「新歓委員」という。）により構成される。</u></p>	<p>2 <u>新歓委員がその職務を全うできない場合、これを選出した団体は代理を選出する。</u></p>	<p>(変更)</p>
<p>3 <u>新歓委員は、これを全ての学生から募集し、委員長が任命する。</u></p>	<p>3 <u>新歓委員の任期は、原則として新歓期間の前年度11月1日から2年間とする。</u></p>	<p>(変更)</p>
<p>4 <u>三系及び全代会は、原則として各5名以上の新歓委員を選出する。</u></p>		<p>(新設)</p>
<p>(新歓委の役割)</p> <p><u>第八条 新歓委に次の役員を置く。</u></p>	<p>(新歓委の役割)</p> <p><u>第八条 新歓委に次の役員（以下、「三役」という）を置く。</u></p>	<p>(変更)</p>
<p>2 <u>前項に規定する役員の任期は、選任の次の10月31日までとする。</u></p>	<p>2 <u>三役は、原則として三系より選出された委員から選出する。</u></p>	<p>(変更)</p>
<p>3 <u>任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p>		<p>(新設)</p>

(略)	(略)	
(新入生歓迎祭) 第十条 新入生歓迎祭（以下、「新歓祭」という。）は、入学式が挙行される日の <u>翌日以降に</u> 、新歓委がこれを開催する。	(新入生歓迎祭) 第十条 新入生歓迎祭（以下、「新歓祭」という。）は、入学式が挙行される日の <u>翌日以降における最初の土曜日に</u> 、新歓委がこれを開催する。	(変更)
	<u>2 新歓祭の運営は、学園祭実行委員会がこれを行う。</u>	(削除)
(略)	(略)	
(新歓期間担当者連絡会) 第十一條 新歓委 <u>は</u> 、新歓期間担当者連絡会を <u>開催する。</u>	(新歓期間担当者連絡会の設置) 第十一條 新歓委 <u>に</u> 新歓期間担当者連絡会を <u>設置する。</u>	(変更) (変更)
(略)	(略)	
(運営計画及び予算) 第十二条 新歓委は、新歓期間の前年度 2 月末日までに <u>すべての系別責任者会議及び全代会</u> に <u>運営計画案</u> 及び予算案を提出する。	(実行計画書案及び予算案の提出) 第十二条 新歓委は、新歓期間の前年度 2 月末日までに <u>各系別責任者会議、課外活動団体会議及び全代会</u> に <u>実行計画書案</u> 及び予算案を提出する。	(変更) (変更)
(略)	(略)	
(報告及び資料提出) 第十四条 新歓委は、 <u>すべての系別責任者会議及び全代会</u> に対し、事業報告及び決算報告を行う。  2 <u>各系別責任者会議又は全代会</u> から請求があった場合、然るべき報告及び資料提出を行う。	(報告及び資料提出の義務) 第十四条 新歓委は、 <u>各系別責任者会議、課外活動団体会議及び全代会</u> に対し、事業報告及び決算報告を行う。  2 <u>各系別責任者会議、課外活動団体会議、及び全代会</u> から請求があった場合、然るべき報告及び資料提出を行う。	(変更) (変更)

<p><b>第十五条 削除</b></p> <p>(新入生歓迎活動規程)</p> <p>第十七条 新歓活動が秩序を保って行われ、新入生の安全が確保される環境の整備を目的として、新入生歓迎活動規程（以下「新歓規程」という。）を定める。</p> <p>2 新歓規程は、全代会が学生を代表し、これを定める。</p> <p>(略)</p> <p>(違反の記録)</p> <p>第十八条 新歓委は、新歓規程に違反した学生団体等について記録する。</p> <p>(略)</p> <p>(改廃)</p> <p>第十九条 この申合せの改正及び廃止は、すべての系別責任者会議及び全代会の合意による。</p> <p><u>附則</u></p> <p>この申合せは、改正の日から施行する。</p>	<p><u>(新歓期間における他団体への妨害の禁止)</u></p> <p>第十五条 学生団体等は、新歓委による新歓期間の運営及び他の学生団体等が行う新歓活動を妨げてはならない。</p> <p>(新歓規制の遵守)</p> <p>第十七条 全代会は、新入生の安全の確保を目的として新歓規制を定め、発布する。</p> <p>2 すべての学生団体等は、新歓規制を遵守しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(違反の記録)</p> <p>第十八条 新歓委は、新歓規制に違反した学生団体等について記録する。</p> <p>(略)</p> <p>(改廃)</p> <p>第十九条 この申し合わせの改正及び廃止は、課外活動団体会議、各系別責任者会議又は全代会において発議し、課外活動団体会議、各系別責任者会議及び全代会の承認を必要とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p>
---	---	---